

議案第 38 号

三芳町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三芳町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

職員の勤勉手当の支給について、その算定基礎額から扶養手当を除くため、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三芳町職員の給与に関する条例（昭和26年三芳町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の7第3項中「、扶養手当」を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月1日から施行する。

参考

三芳町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
(勤勉手当) 第17条の7 略 2 略 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料_____及び地域手当の月額合計額とする。 4 及び5 略	(勤勉手当) 第17条の7 略 2 略 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、<u>扶養手当</u>及び地域手当の月額合計額とする。 4 及び5 略